

福浦地区小水力発電所整備運営事業
基本協定書(案)

令和 6年 3月

青森県佐井村

優先交渉権者 【代表企業】
【構成企業】

福浦地区小水力発電所整備運営事業に関して、青森県佐井村（以下「村」という。）と【優先交渉権者の代表企業及び各構成企業】との間で、以下のとおり基本協定を締結する。

（定義）

第1条 本協定における用語の定義は、以下に定めるとおりとする。

- (1) 「ＳＰＣ」とは、本事業を遂行することを目的として設立される特別目的会社をいう。
- (2) 「事業契約」とは、本事業の実施に関し、村とＳＰＣとの間で締結される契約をいう。
- (3) 「事業期間」とは、本件契約で定められた本事業の期間をいう。
- (4) 「代表企業」とは、優先交渉権者の構成員の中から、優先交渉権者を代表するものとして優先交渉権者が選定した企業をいう。
- (5) 「提示条件」とは、本事業を実施する事業者の選定手続において村が提示した一切の条件をいう。
- (6) 「入札説明書」とは、本事業の一般競争入札に関し、村より提示された入札説明書及びその添付書類をいう。
- (7) 「本事業」とは、福浦地区小水力発電所整備運営事業をいう。
- (8) 「本件提案」とは、優先交渉権者が、令和6年●月●日付で提出した本事業の実施にかかる提案書類一式をいう。
- (9) 「優先交渉権者」とは、本事業に関して実施された一般競争入札において優先交渉権者と決定された単体企業又は複数の企業によって構成されたグループをいう。

（趣旨）

第2条 本協定は、本事業に関して一般競争入札により優先交渉権者が事業者として選定されたことを確認し、村及び優先交渉権者が、本事業を実施するＳＰＣをして、第5条に基づき村との間で事業契約を締結せしめ、その他本事業等の円滑な実施に必要な諸手続を定めることを目的とする。

（基本的合意）

第3条 優先交渉権者は、提示条件を遵守のうえ、村に対し本件提案を行ったものであることを確認する。

- 2 優先交渉権者は、ＳＰＣの設立の前後を問わず、又は事業契約の締結前であっても、自己の費用と責任において、本事業のスケジュールを遵守するために必要な準備行為をなすことができるものとし、村は、必要かつ可能な範囲で自己の費用でかかる準備行為に協力するものとする。
なお、ＳＰＣは、事業契約締結後、それ以前に優先交渉権者が行った準備行為を引き継ぐものとする。

（業務の委託等）

第4条 優先交渉権者は、ＳＰＣをして、本事業に関する各業務を、別紙1記載の第三者にそれぞれ委託させ、又は請け負わせしめるものとする。

（事業契約の締結）

第5条 村及び優先交渉権者は、提示条件及び本件提案に基づき、村とＳＰＣとの間において可及的速度やかな事業契約の締結に向けてそれぞれ最大限の努力をするものとする。

- 2 村は、入札説明書に添付の事業契約書案の文言に関し、優先交渉権者より説明を求められた場合、入札説明書において示された本事業の目的、理念に照らしてその条件の範囲内において趣旨を明

確化するものとする。

3 村及びＳＰＣは、令和6年3月中を目途として事業契約を締結するものとする。

(ＳＰＣの設立等)

第6条 優先交渉権者は、遅くとも事業契約の締結日までに、本事業を遂行することを目的とするＳＰＣを設立するものとする。

2 ＳＰＣは会社法（平成17年法律第86号）に定める株式会社の形態とする。

3 ＳＰＣの資本金は、●円以上とする。

4 ＳＰＣの定款には、会社法107条第2項第1号に基づく株式の譲渡制限を規定する。

5 ＳＰＣの定款には、会社法326条第2項に基づき取締役会及び監査役を置く旨を規定する。

6 ＳＰＣは、取締役及び監査役を選任し、その選任後速やかにこれを村に通知する。その後取締役又は監査役の改選がなされた場合も同様とする。

7 ＳＰＣは、毎事業年度末から3ヶ月以内に、監査役による監査済みの当該事業年度の計算書類の写しその他村が合理的に要求する書類を村に提出する。

8 第1項にかかわらず、優先交渉権者の完全子会社（本項において、優先交渉権者及び構成企業のみによる共同支配企業を含む。）であって、村から委託された同種の事業（事業契約締結日に事業期間中のものに限る。）を遂行することのみを目的として設立された特別目的会社が存在する場合、優先交渉権者において当該完全子会社が第2項ないし第6項を充足していることを証明し、かつ村が本事業の遂行に支障がないと認めるときには、村は、当該完全子会社を本協定に基づいて設立されたＳＰＣと認めることができる。事業契約の締結にあたって当該子会社において必要な手続がある場合には、優先交渉権者の責任と負担において完了させるものとする。

(ＳＰＣの出資者)

第7条 優先交渉権者は、第6条第1項に基づきＳＰＣを設立するにあたり、別紙2の様式による出資者保証書を作成して村に提出する。ただし、前条第8項に基づいて既存のＳＰＣを以て本協定のＳＰＣとする場合には、本協定締結日以降の時点での出資者保証書を提出するものとする。

2 優先交渉権者の代表企業は、ＳＰＣの無議決権株式の発行を受けてこれを取得する者（優先交渉権者の構成員を除く。）から当該発行後速やかに、別紙3の様式による誓約書を徴求して村に提出する。

(資金調達協力義務)

第8条 優先交渉権者は、本件提案に従い、ＳＰＣへ出資し、ＳＰＣへの出資者を募り、又はＳＰＣによる借入れその他の方法により、ＳＰＣの資金調達を実現、又は既になされた資金調達を維持させるために最大限努力するものとする。

(談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結)

第9条 村は、優先交渉権者の構成員が本事業の優先交渉権者の選定手続に関して、次の各号のいずれかに該当したときは、本協定を解除すること及び特定事業契約を締結しないことができる。この場合においては、優先交渉権者の構成員に損害が生じても、村はその賠償の責めを負わない。

(1) 優先交渉権者の構成員が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第3条の規定に違反し、又は優先交渉権者の構成員が構成事業者として属している事業者団体が独占禁止法第8条第1号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が優先交渉権者の構成員に対し、独占禁止法第7条の2第1項（独

占禁止法第8条の3において準用する場合を含む。)の規定に基づく課徴金の納付命令(以下「納付命令」という。)を行い、当該納付命令が確定したとき(確定した当該納付命令が独占禁止法第63条第2項の規定により取り消された場合を含む。)。

- (2) 納付命令又は独占禁止法第7条若しくは第8条の2の規定に基づく排除措置命令(これらの命令が優先交渉権者の構成員又は優先交渉権者の構成員が構成事業者である事業者団体(以下「優先交渉権者の構成員等」という。)に対して行われたときは、優先交渉権者の構成員等に対する命令で確定したものといい、優先交渉権者の構成員等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令全てが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。)において、本協定に関し、独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。
- (3) 納付命令又は排除措置命令により、優先交渉権者の構成員に独占禁止法第3条又は第8条第1号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本事業が、当該期間(これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が優先交渉権者の構成員に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。)に優先交渉権者の選定手続が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。
- (4) 優先交渉権者の構成員(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
- (5) 優先交渉権者の構成員(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)の刑法第198条の規定による刑が確定したとき。

(暴力団排除に係る特定事業契約の不締結)

第10条 村は、優先交渉権者の構成員の代表者、役員又は実質的に経営を支配する者が暴力団、暴力団員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、政治運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団、その他反社会的勢力(以下「暴力団等反社会的勢力」という。)に該当するときは、本協定を解除すること及び特定事業契約を締結しないことができる。この場合においては、優先交渉権者の構成員に損害が生じても、村はその賠償の責めを負わない。

(事業契約の不成立)

第11条 村及び優先交渉権者のいずれの責にも帰すべからざる事由により村とS P Cが事業契約の締結に至らなかったときは、既に村と優先交渉権者が本事業の準備に関して支出した費用は、各自が負担するものとする。ただし、第9条(談合その他の不正行為による特定事業契約の不締結)又は第10条(暴力団排除に係る特定事業契約の不締結)第1項の規定に従い特定事業契約の締結に至らなかった場合には、村は優先交渉権者に対し、村に発生した全ての損害について賠償金を請求することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、村又は優先交渉権者のいずれかの責めに帰すべき事由により特定事業契約の締結に至らなかった場合には、帰責当事者(特定事業契約の締結に至らなかったことにつき責めに帰すべき事由がある当事者をいう。)は、他方の当事者が本事業の準備に関して既に支出した費用を合理的な範囲で負担する。

(秘密保持)

第 12 条 村と優先交渉権者は、相手方当事者の事前の書面による承諾なくして、本協定に関する情報（本事業を実施する上で知り得た秘密を含む。）を第三者に開示してはならず、本協定の履行又は本事業の実施の目的以外には使用してはならない。ただし、既に自ら保有していた情報、既に公知の事実であった情報、その取得後自らの責めによらずして公知になった情報及びその取得後正当な権利を有する第三者から何らの秘密保持義務を課せられることなしに取得した情報を除く。

2 前項の規定にかかわらず、村及び優先交渉権者は、次に掲げる場合に限り、本協定に関する情報を開示することができる。

- (1) 当該情報を知る必要のある村又は優先交渉権者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、村及び優先交渉権者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
- (2) 当該情報を知る必要のある協力企業、無議決権株式の保有者、本事業に関して事業者に融資等を行う金融機関等又はこれらの者の役員、従業員、弁護士、公認会計士、税理士その他の専門家に対して、村及び優先交渉権者と同等以上の秘密保持義務を負うことを条件として開示する場合
- (3) 法令等又は裁判所、監督官庁若しくはその他の公的機関の命令により開示を求められた情報を開示する場合

(契約の変更)

第 13 条 本協定は、村及び優先交渉権者の書面による合意がなければ、これを変更することができない。

(準拠法及び裁判管轄)

第 14 条 本協定は日本国の法令に従い解釈されるものとし、本協定に関する一切の裁判の第一審の専属管轄は青森地方裁判所とする。

(有効期間)

第 15 条 本協定の有効期間は、別段の合意がある場合を除き、本協定の締結日から特定事業契約の締結日までとする。

2 本協定の規定に従い、特定事業契約の締結に至らなかった場合には、村が優先交渉権者の代表企業に対して書面で通知することにより、本協定の有効期間は終了する。

3 前 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる規定の効力は、本協定の有効期間の終了後も存続する。

- (1) 第 4 条（業務の委託等）
- (2) 第 7 条（ＳＰＣの出資者）第 2 項
- (3) 第 11 条（事業契約の不成立）
- (4) 第 12 条（秘密保持）
- (5) 第 14 条（準拠法及び裁判管轄）
- (6) 第 15 条（有効期間）第 3 項

(疑義に関する協議)

第 16 条 本協定に定めのない事項について定める必要が生じた場合、又は本協定の解釈に関して疑義が生じた場合は、その都度、村及び優先交渉権者が誠実に協議して、これを定める。

以上を証するため、本協定書●通を作成し、村並びに優先交渉権者の代表企業及び各構成員は、それぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

2024年●月●日

(村) 青森県佐井村

青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森 20 番地
佐井村長 【締結時点での村長の氏名】

(優先交渉権者)

(代表企業)

●●株式会社

【住所】

【代表者役職・氏名】

(構成企業)

●●株式会社

【住所】

【代表者役職・氏名】

別紙1 構成員及び協力企業の業務内容

業務	業務の内容	構成員 /協力企業の別	会社名
設計・建設業務			
運営維持業務			
地域還元事業に係る 業務			
原状回復業務			

別紙2 出資者保証書の様式

●年●月●日

青森県

青森県佐井村長 【氏名】様

出 資 者 保 証 書

青森県佐井村（以下「村」という。）並びに優先交渉権者である●株式会社（代表企業）及び●株式会社（構成企業）（以下「当社ら」と総称する。）との間で、2024年●月●日付で締結された福浦地区小水力発電所整備運営事業に係る基本協定書（以下「本基本協定」という。）に関して、当社らは、本日付をもって、下記の事項を村に対して表明保証し誓約いたします。なお、特に明示の無い限り、この出資者保証書において用いられる語句は、本基本協定において定義された意味を有します。

記

- 1 事業者が、●年●月●日に、会社法（平成17年法律第86号）上の株式会社として適法に設立され、本日現在有効に存在すること。
- 2
 - (1) 本日時点における事業者の総株主の発行済株式の総数は●株であること。
 - (2) 当社らが保有する事業者の議決権株式の総数は●株であり、当社らがかかる株式の引受けにあたり払い込んだ出資金の合計額は●円であり、その内訳は下表記載のとおりであること。

会社名	保有議決権株式数	出資金額
●株式会社	●株	●円
●株式会社	●株	●円
●株式会社	●株	●円
合計	●株	●円

- (3) 当社らが保有する事業者の無議決権株式の総数は●株であること。
- (4) 優先交渉権者でない者が保有する事業者の無議決権株式の総数は●株であること。
- 3 事業者が、本事業の実施に必要な資金調達を行うために、当社らが保有する事業者の議決権株式の全部又は一部につき金融機関等に対して担保権を設定する場合には、事前にその旨を村に書面で通知し承諾を得ること。この場合、融資及び担保権設定に関する契約書の写しを、当該契約締結後速やかに村に提出すること。
- 4 前項に規定する場合を除き、当社らは、特定事業契約が終了するまでの間、事業者の議決権株式を保有し、村の事前の書面による承諾がある場合を除き、当該議決権株式の譲渡、担保権の設定その他一切の処分を行わないこと。

- 5 当社らが保有する事業者の議決権株式を譲渡する場合、事前に、譲受予定者からこの出資者保証書と同じ様式の出資者保証書を徴求し村に提出すること。

以 上

(代表企業)

●●株式会社

【住所】

【代表者役職・氏名】

(構成企業)

●●株式会社

【住所】

【代表者役職・氏名】

別紙3 誓約書の様式

●年●月●日

青森県

青森県佐井村長 【氏名】様

誓 約 書

青森県佐井村（以下「村」という。）及び優先交渉権者との間で、2024年●月●日付で締結された福浦地区小水力発電所整備運営事業に係る基本協定書（以下「本基本協定」という。）に関して、当社は、下記の事項を村に対して表明保証し誓約いたします。なお、特に明示の無い限り、この誓約書において用いられる語句は、本基本協定において定義された意味を有します。

記

- 1 本日現在、当社が保有する事業者の無議決権株式の数は、●株であること。
- 2 当社が保有する事業者の無議決権株式を譲渡した場合には、譲受人からこの誓約書と同じ様式の誓約書を徵求し、速やかに村に提出すること。

以 上

住 所

商 号

代表者